

## 別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な事項 ( 備 考 )
A棟 B2F MRI 機械室 天井内高温排水管更 新工事	事務部施設課 京都市上京区釜座通 丸太町上ル春帯町355 番地の5	令和7年11月30日	(株)大阪ガスファシリテ ィーズ 大阪市東成区中道一丁目 4番2号	¥1,980,000-	契約業者は、当院の建物設備総合 管理業務委託の受託者であり、本 建物の構造および設備に精通して いることから、最も適切な施工が 期待できます。 また、本件は予定価格が250万円を 超えない工事に該当するため、日 本赤十字社会計規則施行細則第35 条第1項第1号に該当。	
C棟南1階内視鏡セ ンターエアコン更新 工事	事務部施設課 京都市上京区釜座通 丸太町上ル春帯町 355番地の5	令和7年12月8日	ミカタ(株) 大阪市平野区背戸口3- 3-25	¥5,951,000-	本工事の契約業者は、機器据え付 け後10年間の保証プランを提示し ており、当院における空調設備改 修工事の実績も有しています。さ らに、当該建物の構造および設備 に精通していることから、同社に よる施工が最も適切であると判断 されます。 本件は、日本赤十字社会計規則第 36条第4項に該当。	
看護学校2F 第1教室 エアコン更新工事	事務部施設課 京都市上京区釜座通 丸太町上ル春帯町 355番地の5	令和8年1月14日	ミカタ(株) 大阪市平野区背戸口3-3- 25	¥1,226,500-	本工事の契約業者は、機器据え付 け後10年間の保証プランを提示し ており、当院における空調設備改 修工事の実績も有しています。ま た、本件は予定価格が250万円を 超えない工事に該当するため、日 本赤十字社会計規則施行細則第35 条第1項第1号に該当。	

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な事項 ( 備 考 )
A棟B1F洗浄室ベッ ドパンウォッシャー 配管工事	事務部施設課 京都市上京区釜座通 丸太町上ル春帯町355 番地の5	令和8年1月7日	(株)アーネストワークス 京都市上京区下長者町通 六軒町西入利生町288番 地1	¥1,749,000-	本工事の契約業者は、当院における衛生設備改修工事の実績があり、当該建物の構造および設備に精通しております。そのため、同社による施工が最も適切であると判断されます。 また、本件は予定価格が250万円を超えない工事に該当することから、日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項第1号に該当	
D棟解体に伴う消防 設備改修工事	事務部施設課 京都市上京区釜座通 丸太町上ル春帯町 355番地の5	令和8年1月8日	西村防災設備(株)	¥1,925,000-	本工事の契約業者は、当院における消防設備改修工事の実績があり、当該建物の構造および設備に精通しております。そのため、同社による施工が最も適切であると判断されます。 本件は、日本赤十字社会計規則第36条第4項に該当。	

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な事項 ( 備 考 )
京都周産期ネットワ ーク TELEPRO システ ム	事務部 調度課 京都市上京区釜座通 丸太町上ル春帯町 355番地の5	令和8年1月5日	株式会社 三笑堂 京都市南区上鳥羽大 物町68番地	¥3,234,000-	契約業者が当該機器メーカ ーから販売代理店に指定さ れており、他の業者では対応 できないことから、契約の性 質又は目的が競争を許さな い場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第 36条第4項)	
解析付心電計 FCP- 8700	事務部 調度課 京都市上京区釜座 通丸太町上ル春帯 町355番地の5	令和8年1月26日	フクダ電子京滋販売 株式会社 京都市伏見区南寝小屋 町25番地	¥1,263,000-	予定価格が160万円を超えな いことから、日本赤十字社会 計規則施行細則第35条第1項 第2号に基づき、見積り競争に よる随意契約とする。	